

1. 件名：「廃止措置に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所1，2号炉 廃止措置計画（変更）認可申請【8】及び保安規定変更認可【6】）」
2. 日時：令和2年2月21日（金） 13時30分～14時40分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
審査グループ実用炉審査部門
藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐、池田廃止措置専門官、立元保安規定二係長

九州電力株式会社 上席執行役員 原子力発電本部 副本部長 他7名

5. 要旨

- (1) 九州電力株式会社から、令和元年9月3日に提出された、玄海原子力発電所2号炉廃止措置計画認可申請及び1号炉廃止措置計画変更認可申請、令和元年9月27日に提出された玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（令和元年12月17日、令和2年1月17日補正）について、資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁は、(1)の確認に対し、以下の主な点について事実確認を行い、今後引き続き審査を進める旨伝えた。
 - ・ 使用済燃料プールに貯蔵中の新燃料の搬出作業時における保管、管理
 - ・ 放射性廃棄物の発生量の評価について、1，2号の評価の差異の詳細
 - ・ 共用設備を担当する課長の職務の内容の明確化
- (3) 九州電力株式会社より、了解した旨回答があった。

6. 配布資料

- (1) 玄海原子力発電所2号炉廃止措置計画認可申請書補足説明資料
- (2) 2020年2月13日の審査会合における指摘事項回答